

改訂3版 官製談合防止の手引 目次

はじめに

I	公共調達発注の適正化に向けて	1
1	公的機関の使命と役割	2
2	公共調達の原則 — 競争入札	3
3	談合による国民の不利益	4
4	入札談合と関係者を規制する法令	5
II	官製談合防止法の狙い	7
1	独占禁止法と入札談合規制	8
2	官製談合防止法の制定経緯	9
3	平成18年の改正	10
III	官製談合防止法のポイント	13
1	官製談合防止法の概要	14
(1)	入札談合等関与行為	15
(2)	公正取引委員会の改善措置の要求	15
(3)	発注機関が講じる改善措置	15
(4)	職員に対する損害賠償の請求	15
(5)	職員の懲戒事由の調査	15
(6)	職員による入札等の妨害の罪	16
2	官製談合の構図	16
IV	官製談合防止法の適用対象	19
1	対象となる発注機関	20
Q 4-1	独立行政法人は適用になりますか。	20
Q 4-2	民営化法人は適用になりますか。	20
2	対象となる職員	21
Q 4-3	この法律が適用される職員とは、どのような人を指すのですか。	21
Q 4-4	国務大臣や首長も対象になりますか。	21
Q 4-5	議員や秘書も対象になりますか。	21
Q 4-6	発注機関のOBが関係することが多いのですが、OBは対象になりますか。	22
3	前提となる要件	22

Q 4 - 7 この法律によって、職員が入札談合等
関与行為を行ったとして責任を問われ
るのは、民間事業者の談合があった場
合に限られるのですか。……………22

4 対象となる契約 ……………23

Q 4 - 8 この法律の対象となる契約は、どのよ
うなものですか。……………23

Q 4 - 9 随意契約の場合、設計価格を漏らすこ
とは、入札談合等関与行為に当たりま
すか。……………23

**V 官製談合防止法で禁止されてい
る行為** ……………25
—入札談合等関与行為—

1 入札談合等関与行為 ……………26

○ **入札談合等関与行為** ……………26

○ **入札談合を行わせること** ……………27

Q 5 - 1 第2条第5項第1号の「事業者又は事
業者団体に入札談合等を行わせるこ
と」には、どのような例がありますか。 27

○ **受注者に関する意向の表明** ……………28

Q 5 - 2 第2条第5項第2号の受注者に関する
意向の表明には、どのような例があ
りますか。……………28

○ **秘密情報を教示すること** ……………29

Q 5 - 3 - (1) 第2条第5項第3号の「入札談合
等を行うことが容易となる情報で
あって秘密として管理されている
もの」には、どのような情報があ
りますか。……………29

Q 5 - 3 - (2) 指名業者リストを漏らすことも、
入札談合等関与行為に該当しま
すか。……………31

○ **入札談合等を幫助する行為** ……………32

Q 5 - 4 - (1) 改正前の3類型の入札談合等関与
行為のほかに、新たに「特定の入札
談合等を幫助する行為」が第4の

	類型として追加されたのはなぜですか。……………	32
Q 5 - 4 - (2)	第 2 条第 5 項第 4 号の「入札談合等を幫助する行為」とは、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。……………	32
○	事業者の誤解を招く行為 ……………	34
Q 5 - 5	事業者側が、発注担当職員の発言や行為を誤解して、自分の会社が本命だと言われたと思って談合を行った場合、入札談合等関与行為に該当しますか。……………	34
○	事業者に対する説明、事業者からの資料提供等 ……………	35
Q 5 - 6	事業者からの質問に応じて説明をしたり、事業者から資料提供や説明を求めることが、入札談合等関与行為に該当する場合がありますか。……………	35
○	発注方法の設定 ……………	38
Q 5 - 7 - (1)	地域優先発注や分割発注など、発注方法の設定が入札談合等関与行為に該当することがありますか。……………	38
Q 5 - 7 - (2)	地域優先発注や分割発注等の発注方法の設定について、発注者が注意すべきことはどのようなことでしょうか。……………	39
2	談合情報への対応 ……………	40
Q 5 - 8	談合の疑いがある場合に、発注機関はどのように対処すればよいのでしょうか。……………	40

VI	入札談合等関与行為が認定され、改善措置要求が行われた事例 ……………	43
1	独占禁止法違反事件と官製談合 ……………	44
2	公取からの改善措置要求 ……………	44

Q 6 - 1	公正取引委員会からの改善措置要求 が、第3条第1項に基づく場合と、第3 条第2項に基づく場合とがありませ が、それぞれどのような場合を想定し ていますか。……………	45
Q 6 - 2	改善措置要求は、事業者の談合が実際 にあった場合に限って行われるので か。……………	46
Q 6 - 3	公正取引委員会では、職員の関与につ いて、中傷、デマ情報を基に、改善措置 要求が行われることはありませんか。 ……………	46
3	入札談合等関与行為が認定された事例 ……	46
4	改善措置要求が行われた事例 ……	48
ケース1	北海道岩見沢市発注の建設工事談合事 件(H15・1・30) ……	48
ケース2	新潟市発注の建設工事談合事件 (H16・7・28) ……	50
ケース3	日本道路公団発注の鋼橋上部工工事談 合事件(H17・9・29) ……	52
ケース4	国土交通省地方整備局発注の水門設備 工事談合事件(H19・3・8) ……	55
ケース5	札幌市発注の下水処理施設の電気設備 工事談合事件(H20・10・29) ……	57
ケース6	国土交通省発注の車両管理業務談合事 件(H21・6・23) ……	59
ケース7	防衛省航空自衛隊が発注する什器類の 納入に関する談合事件(H22・3・30) ……	61
ケース8	青森市発注の土木工事談合事件 (H22・4・22) ……	63
ケース9	茨城県発注の建設工事談合事件 (H23・8・4) ……	65
ケース10	国土交通省発注の建設工事談合事件 (H24・10・17) ……	68
ケース11	鉄道建設・運輸機構発注の消融雪設備 工事談合事件(H26・3・19) ……	70

Ⅶ	改善措置要求を受けて発注機関が行わなければならないこと	73
1	発注機関が講じる改善措置	74
Q 7-1	発注機関は、これまでどのような改善措置を講じていますか。	74
2 職員の損害賠償		78
Q 7-2	損害賠償に関する規定が置かれた趣旨は何ですか。	79
Q 7-3	職員に対する損害賠償請求は、官製談合防止法に基づいて行われるのですか。	80
Q 7-4	損害賠償請求に関する調査結果の公表を義務付けることとした理由は何ですか。	81
○ 故意・重過失		82
Q 7-5-1	損害賠償について、第4条第5項で、「故意又は重大な過失」を要件としたのは、なぜですか。	82
Q 7-5-2	重過失とは、どの程度の過失をいうのですか。	82
○ 損害賠償額		83
Q 7-6-1	発注機関が受けた損害額は、どのようにして算定するのですか。	83
Q 7-6-2	判例では、どのように損害額を算定していますか。	83
Q 7-6-3	入札談合等関与職員と事業者への損害賠償の請求はどのようにして行われるのですか。	85
Q 7-6-4	発注機関は、談合を行った事業者に対してのみ、民法などによる損害賠償請求をすることもできますか。	86
Q 6-6-5	課徴金が課されている入札談合事件で、さらに損害賠償請求ができますか。	86

Q 7 - 6 - (6)	官製談合事件で、発注機関がその職員等に対して損害賠償請求を行った事例がありますか。……………	87
3	職員に対する懲戒事由の調査 ……………	88
Q 7 - 7	懲戒事由に関する調査結果の公表を義務付けることにしたのはなぜですか。……………	89
Q 7 - 8	関与行為を行った職員は、この法律に基づいて処分されるのですか。……………	89
Q 7 - 9	発注機関の調査を踏まえて、入札談合等関与行為を行っていた発注機関の職員を懲戒処分した事例には、どのようなものがありますか。……………	90
4	指定職員による調査 ……………	92
Q 7 - 10	小規模な地方公共団体では、職員を指定して内部調査を行わせることは難しいのではないですか。……………	93
Q 7 - 11	発注機関が調査をする場合、指定職員に加えて、外部の第三者を入れて実施してもよいのでしょうか。……………	93
Q 7 - 12	発注機関が調査を行う場合、公正取引委員会の協力は得られますか。……………	93
5	関係行政機関の協力規定等 ……………	94
Q 7 - 13	第7条で規定されている関係行政機関の連携協力としては、具体的にどのようなことが考えられますか。……………	94
Q 7 - 14	第9条に、この法律の運用に当たっては、地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない旨の規定が置かれています。その趣旨は何ですか。……………	94

Ⅷ 職員による入札等の妨害の罪……………95

1 入札等の公正を害した職員に対する刑罰……………96

Q 8 - 1	発注機関の職員が、入札等の公正を害する行為を行った場合、刑罰が科せられますが、具体的にどのような行為が
---------	---

	該当しますか。……………	96
Q 8 - 2	地方公共団体の首長が入札等の公正を害する行為を行った場合、刑罰が科されますか。……………	97
Q 8 - 3	この刑罰規定と入札談合等関与行為にはどのような違いがありますか。……………	97
Q 8 - 4	職員による入札等の妨害の罪と刑法の競売入札妨害罪・談合罪とは、どのような関係にありますか。……………	98
Q 8 - 5	職員による入札等の妨害の罪は、独占禁止法第89条に定める不当な取引制限違反の罪とは、どのような関係にありますか。……………	98
Q 8 - 6	これまでの改善措置要求事例では、発注機関の職員に対し、どのような刑罰が科されていますか。……………	100
Q 8 - 7	第8条の規定は、独占禁止法違反を前提としたものではなく、捜査機関(検察・警察)が独自に探知して調査を開始する場合もあるようですが、これまでに司法当局が独自に探知して捜査を行い、関係者に刑罰を科した事例には、どのようなものがありますか。……………	103

IX 官製談合防止法遵守のために…………… 107

1	コンプライアンス・マニュアルの作成……………	108
2	コンプライアンス・プログラムの策定、推進……………	108

X 参考資料…………… 111

1	参照条文……………	112
(1)	官製談合防止法(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律)……………	112
(2)	独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(抄)……………	115
(3)	入札契約適正化法(公共工事の入札及び契約	

の適正化の促進に関する法律)	116
(4) 予算執行職員等の責任に関する法律(抄)	120
(5) 地方自治法(抄)	121
(6) 地方公営企業法(抄)	122
(7) 国家公務員法(抄)	122
(8) 地方公務員法(抄)	123
(9) 刑法(抄)	123
(10) あっせん利得処罰法(公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律)	124
(11) 民法(抄)	125
(12) 民事訴訟法(抄)	125
2 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(改正の概要)	126
3 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(抄)	128
4 国が資本金の2分の1以上を出資している法人	134
5 官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書のポイント	136
6 主な参考文献	137